

学校いじめ防止 基本方針



いわき市立桶売中学校

学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

【いじめ防止対策推進法】の施行（平成25年9月28日）により、本校は、国の基本方針、県の基本方針、いわき市の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組みを行なうかについての基本的な方向性や、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、未然防止、早期発見、早期対応に向けて全職員で取り組むものである。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していくものである。

2 いじめに関する理解と認識

(1) いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》 【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

(2) いじめの構造

いじめは、「意識的かつ集合的に行われる」という視点。

- いじめられる生徒は、他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていく。
- ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造が潜んでいる。
- いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」（はやしたてたり、面白がったりする存在）と「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている存在）の存在によって成り立つ。

※ 学校全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学校経営を行う。

(3) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として・・・。

- 心理的ストレス（過度のストレス集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。）
- 集団内の異質なものへの嫌悪感情（擬集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。）
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- いじめの被害者となることへの回避感情

※ いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取ることで、いじめの未然防止につなげる。

(4) いじめの基本認識

いじめには様々な特質があり、いじめ問題についての基本的な認識は・・・。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

※ いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

3 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。家庭及び地域の方々と連携を図りながら年間を見通した予防的な取組みを計画・実施する。

(1) いじめが起こらない学級・学校づくり

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。教職員が生徒とともに活動することを通して、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や背景を把握し場に応じた指導をすることにより、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成する。

(2) 「わかる・できる授業」を通じた自己有用感をもたせる指導の充実

生徒一人一人のよさや特性を発揮することができる場や機会の設定を工夫することにより、生徒自らが価値のある存在であると感じ取ったり、充実感を味わったりすることができるようにする。

※ 自己有用感～相手からの好意的な反応や評価があって感じることができる自己の有用性のこと。

(3) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させる。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

※ 人権教育教室の実施～年1回（6月）

(4) 道徳教育の充実

- 道徳の時間を中心として、学校教育活動全体を通して、他人を思いやる心や人権意識の高揚を図り、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てる。
- 道徳の時間では、生徒たちの心根を揺さぶる教材や資料の開発に努め、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等の大切さに気づかせ、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげる。

(5) 様々なかかわりを大切にする体験活動の充実

- 他者とのかかわりを大切にする体験活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育成し、自己存在感や充実感を与えることにより、いじめの発生を抑え、未然防止に努める。
- 保護者や地域の方々、併設する小学校、関係機関との連携・協力のもと、できる限り生徒の自主的・自発的な活動を推進することにより、思いやりをもった心豊かな生徒の育成に努める。

(6) 積極的な生徒指導の取り組み

- 生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるよう全職員で取り組む。
- 生徒一人一人が自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す。

(7) いじめ防止に向けた学校間及び家庭・地域との連携

近隣小中学校、併設小学校との情報交換を密に行い、連携・協力することによりいじめ防止に向けた取り組みを強化する。また、家庭・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を周知することにより、いじめのもつ問題性や家庭教育の重要性、学校および地域との役割を自覚し、いじめ防止に取り組む。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

(1) 日々の観察

- 授業中はもちろんのこと、朝の学活、読書の時間、給食指導の時間、昼休みの活動、清掃指導の時間、部活動等に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- 個人ノートや学級日誌などから悩みを把握したりする。必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(2) 情報の収集と共有

- 思春期に入り、グループを形成し始める時期にいじめが発生しやすくなる傾向がある。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し、人間関係について実態を把握し、日頃より全職員で情報の共有化を図る。
- 気になる言動が見られる場合、打ち合わせや職員会議、小中連絡会及び小中合同職員会議等で情報交換を行い、本校配置のスクールカウンセラー等と協力しながら、適切な指導を行い、関係修復にあたる。

(3) 教育相談体制の確立～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- 日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。担任だけでなく、誰にでも相談できるよう働きかけ、相談できる窓口を広く開放しておく。

- 定期的に教育相談日（定例の教育相談、創意の時間を利用した学習相談等）を設けて、教育相談を実施する等、相談体制を整備する。なお、生徒だけでなく、保護者の方とも日頃より共通理解を深め、悩みや気になることがあればいつでも相談できるような学校の雰囲気づくりに努める。

（４）実態調査の実施および活用

① いじめ実態調査アンケート

ア・定期的にアンケートを実施し、生徒の一人一人の実態及び現状把握に努める。
実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。

○「いじめに関するアンケート調査」～年２回全生徒対象に実施（６月、１０月）

○「学校評価（生徒）アンケート」～年２回全生徒対象に実施（７月、１２月）

○教育相談時の事前アンケート～年２回（７月、１２月）

イ・保護者に関しては、送迎の際の会話から連携を図るが、次の機会を設けてアンケートを実施することにより、情報を得る。

○「授業参観アンケート」～年３回実施（４月、７月、２月）

○「学校評価（保護者）アンケート」～年２回実施（７月、１２月）

○三者面談を通しての聞き取り調査～年１回（１１月）

（５）家庭・地域との連携

ＰＴＡの各種会議や保護者会等、様々な機会をとらえ、指導方針などの情報を提供し、情報交換する場を設け、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

ア・保護者との情報交換

（送迎時、連絡ノート、電話、家庭訪問、保護者会、学年だより、ＨＰ、
ＰＴＡ会議等）

イ・地域との連携

（地域と連携した学校行事の実施、地域行事への参加、民生委員等学校協力者との連携、関係機関等との連携）

5 いじめに対する早期対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、適切な指導を行う。その後、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当等（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

※ 即日対応を原則とする。

（１）迅速な事実の確認と情報の共有

いじめに関する情報がある場合には、時期を逃さず、校長の指示のもと、「いじめ防止対策委員会」を開催し、問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかに

するとともに、教職員間の十分な理解を図ったうえで、家庭及び関係機関との連携を図りながら、早期に対応する。

- 必要に応じて、臨時の「いじめに関するアンケート」を実施する。
- 聞き取り等を行う際には、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを当事者から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- 複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧にいき、校長の指示のもと、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会(いじめ対策チーム)」の取り組み

「いじめ防止対策委員会」において、いじめがあると判断した場合には、校長の指示により「いじめ対策チーム」を設置し、解決に向けた具体的な対応の仕方について検討する。「いじめ対策チーム」は「いじめ防止委員会」の委員により構成するが、問題の内容等をふまえ、校長の判断により、必要に応じて委員以外の職員、関係者、専門家等も含めて構成する。

※ いじめ防止対策委員会の設置について

- いじめ防止対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、学年主任(学級担任)、生徒指導主事(いじめ対策主任)、進路指導主事を中心に、保健指導担当、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

※ 定例のいじめ防止対策委員会は、定期的開催される打ち合わせ・職員会議時に開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて「いじめ対策チーム」を編成し対応する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

(3) 対応についての共通理解

職員会議を開き、いじめ問題の発生と「いじめ対策チーム」設置の経緯、今後の対応策を伝え、共通理解を図るとともに、全職員が一丸となって早期解決を図ることができるようにする。

※ 小学校へは、小中連絡会、小中合同職員会議を通じて概要を伝え、理解と協力を得ることができるようにする。(小学生が関係する場合は、小中合同の組織を設置して対応する。)

(4) 生徒への指導・支援、保護者への対応

① いじめられた生徒に対して

「いじめは絶対に許さない」「いじめられた生徒を全力で守り通す」ことを念頭に、指導・支援する。(安全・安心な居場所としての学校づくり)

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定とケアに努める。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮を行う。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地位の方等)と連携し、生徒に寄り添うことのできる体制をつくる。
- ※ 状況に応じて、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ※ 保護者との相談により、本人が安心して教育を受けられるために必要であると校長が判断した場合は、一定期間別室で学習を行わせるなどの措置を講ずる。

<いじめられた生徒の保護者に対して>

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との連携を図る
- 「いじめ」の事実の確認後すみやかに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。(学級担任を中心に複数で対応する)
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう協力を得る。

② いじめた生徒に対して

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導しつつも、「いじめは、絶対に許されない」ことをしっかりと理解させ、今後二度と同じ過ちを繰り返さないよう指導を徹底する。

- 一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめが人として決して許されない行為」であることを徹底して理解させる。
- いじめられる側の気持ちを認識させ、二度といじめを起こすことがないよう指導する。
- いじめた生徒が抱えていると思われる問題等にも目をむけ、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮する。
- ※ 必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導するなど、いじめられた生徒が落ち着

いて教育を受けることができるよう環境を整える。

<いじめた生徒の保護者に対して>

- 「いじめ」の事実の確認後すみやかに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。(学級担任を中心に複数で対応する)
- いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- いじめた生徒が抱える問題やいじめの背景にあるものを共有し、今後のかかわり方を保護者と一緒に考え、解決に向かって継続して取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう協力を得る。

③ いじめを知らせた生徒に対して

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。その対応について細心の注意を払うことで、相談しやすい環境づくりに努める。

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- いじめについて訴えてきた勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

④ 生徒全体に対して

当事者だけの問題にとどめず、自分及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を、学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道など適切な資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑤ 継続した指導について

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取り組みを強化する。

＜把握すべき情報＞

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

個人
情報
の取
り
扱
い
に
十
分
な
注
意
を
払
う。

6 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
○仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
○金品をたかられる	恐喝
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
○いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
○パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	強要、強制わいせつ

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) インターネット等の利用状況等の把握および保護者との連携

生徒の携帯電話・スマートフォンの保有状況やインターネットの利用状況を把握し、保護者と連携・協力しながら、生徒の実態に応じた適切な指導をする。

- 携帯電話・スマートフォン保有状況調べの実施（6月）

(2) 情報モラル教育の充実

インターネット・携帯電話の普及に伴い、それらを通じて行われるいじめへの対応が必要である。家庭と連携を図りながら、情報モラルを身につけることができるよう指導する。

- インターネットの特殊性による危険を理解させる。

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

- 生徒の情報活用能力の育成を図る。

利用時の危険回避など情報の正しい安全な利用を含め、課題や目的に応じて適切に活用する等の情報活用能力を高め、生徒一人一人がいじめの被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さないなど指導する。

8 いじめにかかわる教職員の研修の充実

(1) 「いじめの問題」について全職員が共通理解を図り、一丸となってその絶無に取り組む。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、『いじめは、絶対に許されない。』という基本理念のもと、学校教育活動全体を通して、いじめの絶無を図る。

(2) 授業の充実（積極的な生徒指導の推進）

- ① 授業の場で、生徒の居場所をつくる。

生徒一人一人を深く理解し、授業の場で、活動の場・活躍の場を意図的に設定し、学習に対して充実感や達成感を味わわせ、自己理解を深めさせることにより、将来の自分のあり方、生き方を考える基盤づくりをする。

- ② 「学力向上グランドデザイン」を活用し、現職教育を中心に、各教科年間1回以上の研究授業を行い、「わかる・できる授業」を展開し、かつ、日頃から相互授業参観を行い、授業改善に向けた研修を充実させる。

(3) 校内研修の充実

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応における校内研修の実施

「生徒指導委員会」を中心に、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に

つけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修を適時実施する。

※ 生徒指導研修及び方部生徒指導委員会での研修等の活用

② 緊急スクールカウンセラーによる研修の実施

本校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、カウンセリング・マインドの向上（カウンセリングの技法やストレスマネジメント等の研修）を目的とした研修を適時実施する。

③ OJT（On-the-Job Training）研修

教職員相互が、具体的な校務を通して、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に磨きあい、習得することによって全体的な力量を育成する。

④ 情報モラル教育に関する研修

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

※ 外部講師の招聘（いわき市出前講座、専門機関の活用）

9 いじめ防止に向けた組織編制

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」な取組を、学校教育活動全体を通して展開する。

- いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長の指示のもと、「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- いじめが認知された場合は、校長が速やかに「いじめ対策チーム」を設置し対応する。事案によっては、校内だけでなく、「いじめ対策チーム」の構成員として、外部のメンバーにも参加を依頼する。
- 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や実態に応じた取組をする。

※ 別紙1参照

10 いじめ防止に向けた年間計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。

- 年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、家庭、地域や関係機関との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

※ 別紙2参照

11 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、校長の指示のもと、学校全体で対応する。校長がいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

(1) いじめが起こった場合の対処

- いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得た場合、速やかに対応することを基本とする。
- いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

※ 別紙3参照

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は・・・

- 重大事態が発生した旨を、いわき市教育委員会に速やかに報告する。
- いわき市教育委員会と協議の上、該当事案に対する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査の結果については、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。